

運営規則

第1条 総則

この細則は、「特定非営利活動法人 楽育」の定款第5条(1)に定めた、「放課後児童健全育成事業」を実施するに当たって、必要な事項を定めるものである。

第2条 実施目的

すべての子供たちが健やかに育ちあい、また、子供を持つすべての保護者が安心して安全に子育てを楽しめる社会の創造に寄与することを目的とする。

第3条 運営原則

「特定非営利活動法人 楽育」は法人として行政から委託を受け、行政との協働関係を深め、学童保育を地域になくってはならない公益事業として発展させる事を目的として運営される。

第4条 実施事業

運営する学童保育所の施設名称は、本室を「うらわ子供の家 楽育」、仲町小学校内の新室を「なかちょう子供の家 楽育」とする。

第5条 対象児童

保護者が就労等により昼間家庭にいないことが常態である小学校1年生から6年生の児童とする。ただし、代表理事が児童の健全な育成上、認めるときはこの限りではない。

保護者などが「家庭にいないことが常態である」とは、具体的には下記をさすものとする。

- 1.昼間、労働することを常態としていること
- 2.妊娠中であるか又は出産後間もないこと
- 3.疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること
- 4.同居の親族を常時介護していること
- 5.震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること
- 6.前各号に類する状態にあること

第6条 入所・退所の手続き等

入所・退所の申請受付・決定は、法人で行い、月ごとに代表理事に報告しなければならない。この決定報告を受けて通知は代表理事がおこなう。

第7条 入所の扱い

新たに学童保育入所に入所する場合は、「入所申請書」にて申請する。ただし、一世帯で複数名児童が同時に入所を希望する場合に限り、入所金は1名を減額する。減額の金額は理事会での協議により決定するものとする。

利用料は月額設定であり、月の途中であっても原則は1か月分を納付するものとする。

特段の理由がない限り、入所希望者は全員、入所させなければならない。

入所の申請を却下する場合は、その却下理由について文書で明記し、通知しなければならない。

第8条 退所の扱い

退所する場合は、「退所届」を添えて、30日以上前に法人へ申し出るものとする。

月の1日を起算として、月額設定されている利用料は返納しない。

第9条 保育年度と通年保育

保育年度は4月1日から3月31日とし、通年で保育をするものとする。

従って、一時保育を除いては、限定された期間での臨時保育は受け付けないものとする。ただし、保育年度の途中入所を妨げないものとする。

また、未就学児童の4月1日以前の保育は原則として行わないものとする。

第10条 一時保育

「保護者の入院・介護」や「夏季休暇中」、通年保育利用実績者の「一時利用」のなどによる一時的に保育を必要とする状況に対応して、一時保育の制度を設ける。

第11条 適正規模の維持

放課後の生活の場にふさわしい適正な児童数は、保育面積が児童1人あたり1.65㎡を確保できる定員数と定める。

ただし、夏季休暇中は除く。

第12条 開所時間

1. 授業のある日： 放課後～19：30
2. 授業がない日： 8：00～19：30、ただし土曜日は、8：00～19：00
3. 閉所日は、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

ただし、終了時間に関しては、当日の保育対象児童全員が帰宅した場合は、終了時間に関わらず閉所する。

第13条 保育体制

保育の充実を図るために、放課後児童支援員と理事が協議の上、施設職員等の放課後児童支援員及び、補助員を配置する。

また、夏季休暇中など長期休暇中の保育は、学生ボランティアの参加を要請する。

第14条 利用料等

1. 新学期からの入所の場合の利用料：保育料13,000円/月、おやつ代2,000円/月を基本とする。ただし、8月のみおやつ代は50%増とする。月年別の利用料等は別紙に示す。
2. 夏休みだけの入所の場合：保育料31,000円、おやつ代4,000円とする。
3. 傷害保険料の加入手続き作業と年間掛金及び登録料は法人が負担する。
4. 新規会員は、増床に伴う施設・設備費用として、入所準備金：40,000円を負担する。

第15条 保育実施場所

主たる保育場所は、本室：埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目15番9号清水ビル2階、
新室：埼玉県さいたま市浦和区常盤8丁目18番4号 仲町小学校内1階の2施設とする。
ただし、近隣住民への配慮を行った上で、公園や図書館等の公共施設の利用も行うものとする。

第16条 事故等による責任の所在

保育中に起きた事故であっても、施設職員等による故意又は重大な過失でない限り、施設職員等及び、法人に対し、その責任は問わないものとする。

保育時間内に発生したケガ等の事故について、保険で賄えるよう必ず保険に加入する。

また、事故の発生を防止するため、以下の禁止事項を徹底させる。

1. 単独行動の禁止
2. クラブ室以外の場所への立ち入りの禁止（ビル3階や屋上、学校内の教室等）
3. 保護者からの連絡以外での一人帰りの禁止
4. 児童自らが運転する自転車の乗り入れの禁止

第17条 非常災害対策

施設には、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、

非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努める。避難訓練は、年に2回実施する。

第18条 虐待防止

1. 施設職員等は、利用児童に対し、以下の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- ・児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ・児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- ・児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の児童による前に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ・児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2. 施設職員等が、児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した時は、速やかにこれを法人及び市に通告する。

第19条 会則の変更

本運営規則の改正は、運営団体である「特定非営利活動法人 楽育」の総会の議決を経て、これを行う。

第20条 施行期日

本運営規則は2006年5月1日より施行する。

2009年5月10日総会にて一部改正

2014年5月11日総会にて一部改正

2015年5月17日総会にて一部改正

2017年5月14日総会にて一部改正

2018年3月4日総会にて一部改訂

2019年5月12日総会にて一部改訂

2021年3月7日総会にて一部改訂

2022年3月6日総会にて別紙料金改定に伴い2022年4月1日より施行

別紙

クラブ室の月額利用料金について以下に示します。

表 1 利用料金一覧

学年	保育料	おやつ代	夏季おやつ代加算
1年	13,000円	2,000円	1,000円
2年	13,000円	2,000円	1,000円
3年	13,000円	2,000円	1,000円
4年	13,000円	2,000円	1,000円
5年	13,000円	2,000円	1,000円
6年	13,000円	2,000円	1,000円

土曜利用の保護者負担金について以下に示します。

表 2 土曜料金一覧

お迎え時間帯	利用者負担金
8時～14時	0円（保育料内）
14時～15時半	1,000円
15時半～17時	2,000円
17時～18時	3,000円
18時～19時	4,000円